

京都大学男女共同参画推進センター

平成27年度「保育園入園待機乳児のための保育施設」利用案内

京都大学男女共同参画推進センターでは、学生、研究者の研究と育児の両立を支援することを目的とし、男女共同参画推進センター内に、「保育園入園待機乳児のための保育施設」を設けます。この保育施設は、現在、保育園の入園待ちを余儀なくされている研究者等を対象とします。運営については、民間企業に委託し、大学が一部費用を負担して実施します。ご利用を希望される方は、下記の要項を熟読のうえ、お申し込みください。

保育施設の概要

- ・施設の名称：京都大学男女共同参画推進センター保育園入園待機乳児保育室
- ・施設の所在地：京都市左京区吉田橘町 京都大学男女共同参画推進センター内

保育の概要

- ・開室期間：平成27年4月6日～平成28年3月31日
- ・開室日：月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律に定める休日、大学の創立記念日、大学が定める夏季・冬季休業期間を除きます。また、京都大学男女共同参画推進センター長がやむを得ない事情により必要と認めたときは、臨時に休室することがあります。）
- ・開室時間：9時～18時
※ 8時～9時及び18時～20時は、時間外保育とし、別途利用料が必要です。
- ・対象乳児：原則として生後9週目～15ヶ月未満の健康な乳児。15ヶ月になる月の前の月まで受け入れます。
- ・定員：4月～5月：3名、6月～8月：6名、9月～翌3月：18名
- ・運営体制：運営を民間企業に委託します。

利用条件

- ・利用資格：①京都大学に所属する学生及び研究等に携わる教職員（日本学術振興会特別研究員を含む）
②平成27年度新入学生・新規着任者、及び諸事情により自治体の保育所の4月入所に申し込めなかった方を優先とします。
③ ②以外の方も受け入れる場合があります。ただし、ご利用いただける期間は、15ヶ月になる月の前月までとなります。（例：2014年12月10日生まれのお子さんの場合、2016年2月末まで利用可）
- ・利用料金：① 週5日利用：50,000円/月（学生40,000円）
② 週3日利用：35,000円/月（学生28,000円）（あらかじめ曜日を指定）
③ 週2日利用：25,000円/月（学生20,000円）（あらかじめ曜日を指定）
注1）月の途中の入・退室は、日割計算（2,500円/日（学生2,000円））も可能です。
注2）時間外保育料金は、1,000円/30分（学生800円）を徴収します。
（注）時間外保育の申請は前開室日の16時までに行ってください。これを過ぎての時間外保育は原則認められません。時間外申請を行わず、退室が18時を超えた場合は、その超過の長短に関らず、30分1,500円（税込、乳児1人あたり、

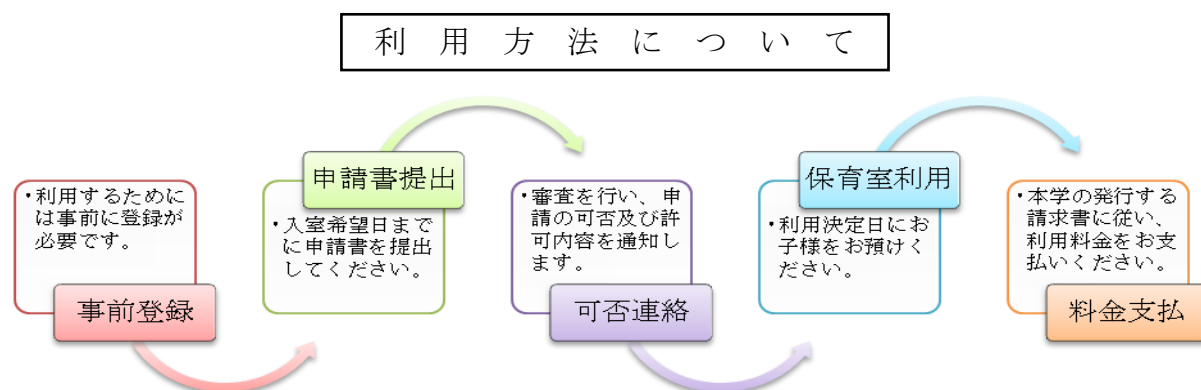
学生料金なし)を申し受けます。

3) 上記の料金は、すべて、税込、乳児 1 人あたりの金額です。

4) 紙おむつ、ミルク、おやつ、食事等は利用料金に含まれませんので保護者が持参してください。

5) 双子等の複数の乳児が利用する場合の利用料金は、乳児 1 人当たりについて、所定の利用料金に 80/100 を乗じた額とします。

・週 5 日の利用を希望される方が優先されます。



1. 事前登録

利用希望の方は、別紙 1「事前登録票」に必要事項を記入のうえ、身分証明書（＊）のコピー（PDF 可）を添えて提出してください。事前登録票は、ホームページ（<http://www.cwr.kyoto-u.ac.jp>）からダウンロードし、メールで送付または郵送してください。

送付先：京都市左京区吉田橘町

京都大学男女共同参画推進センター保育室利用係

メールアドレス：w-shien@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

＊身分証明書：職員証（IC カードは不可）／学生証／労働条件通知書 他

2. 保育室利用申請書提出

原則として、入室希望日の 1 ヶ月前までに、別紙 2「利用申請書」・別紙 4「健康・身体状況伺い書」を提出してください。送付先・方法は事前登録と同様です。ただし、特別な事由のある場合は、事前登録票と合わせて、入室希望日の 1 ヶ月以内の提出も受け付けます。保育室入室までに自治体が発行する利用不可通知の控えを提出する必要があります。なお、申請事項に変更が生じた場合は、別紙 3「利用変更申請書」に変更内容を記載し提出してください。

3. 申請結果通知書の交付

受入の可否については書類審査を行って決定し、男女共同参画推進センターから申請者に「申請結果通知書」によりお知らせします。

4. 保育室の利用

保育室の利用については、「保育室利用の手引き」及び「京都大学男女共同参画推進センター保育園入園待機乳児保育室利用規程」（保育室利用者に配布します）を遵守し、利用してください。

5. 利用の変更・停止

受入れ許可後に利用開始日の変更を希望する場合は、変更を希望する日の 8（開室）日前までに、当初の利用期間を変更して退室を希望する場合は、退室を希望する日の 8（開室）日前までに別紙 3「利用変更申請書」を提出してください。申し出が遅延した場合は、その間に要した費用として、遅延した日数分の保育料を負担いただくことになりますので、予め、ご了承ください。

6. 料金の支払い

利用者は、所定の方法で所定の期日までに、お支払いください。

補償制度について

万一の事故の場合には、施設に起因する損害は国立大学法人総合損害保険、保育に起因する損害は運営を委託する民間企業の賠償責任保険が適用されます。

個人情報の取扱いについて

利用登録・申請において得た個人に関わる各種情報は、保育室の各業務及びそれらの業務に関する連絡・問い合わせのためだけに利用します。

別紙一覧（京都大学男女共同参画推進センターホームページに掲載）

別紙 1：「保育園入園待機乳児保育室」利用の事前登録票

別紙 2：「保育園入園待機乳児保育室」利用申請書

別紙 3：「保育園入園待機乳児保育室」利用変更申請書